

福島県の風評税制に係る税の優遇制度の認定を受けられた皆様へ

会津若松市内で設備投資を行い県知事の認定を受けた

土地^{※1}、家屋、償却資産^{※2}の固定資産について

5年間課税を免除する制度があります

福島復興再生特別措置法
【特定事業活動に係る税の優遇措置】

※1 土地は取得後1年以内に、認定を受けた家屋の建設が着工された場合に
対象になります。(対象家屋の設置面積部分)

※2 償却資産は構築物、機械・装置、器具・備品が対象になります。

手続きの流れ(県知事の認定を受けた後)

該当年度の
3月20日まで(厳守)

課税免除申請
(申請者)

書類審査
(市)

現地調査
(申請者・市)

課税免除の決定
(市→申請者)

※5年間適用するためには毎年3月20日までに継続の申請書
を提出していただく必要があります。

本制度を活用できる期間

県知事の指定を受けた日から令和8年3月31日までに取得されたもの

※令和8年1月から3月まで取得された資産は令和13年まで(5年間)課税が免除されます。

申請先、お問い合わせ先

会津若松市役所 税務課 家屋・償却資産グループ
TEL:0242-39-1225